

令和8年9月25日

報道各社 様

静岡市教育委員会

静岡市教職員の懲戒処分等の公表について

静岡市教育委員会は、令和8年9月25日(金)、次の1件(2名)について、懲戒処分等を行いました。

1 教職員の処分と措置について

【懲戒処分の概要】

- (1) 所属の種別： 中学校
- (2) 職 名： 臨時的任用教諭
- (3) 氏 名： 谷 侑樹（たに ゆうき）
- (4) 年 齢： 23 歳
- (5) 性 別： 男性
- (6) 事 由： 児童生徒性暴力等

教育委員会が実施した聴取において、被処分者は、令和8年6月、静岡県中部地区居住の10代女性に対し、静岡市内においてわいせつな行為を行ったことを認めた。

本行為は、全体の奉仕者としてふさわしくない行為であるため、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき処分する。

- (7) 内 容： 免職
- (8) 年 月 日： 令和8年9月25日

【監督者への措置の概要】

- (1) 職 名： 校長
- (2) 事 由： 指導監督不適正

当該教諭のわいせつ行為等、教職員の不祥事への認識の甘さを改善する指導を行えなかったことは、管理監督を怠ったと判断せざるを得ない。

- (3) 内 容： 文書訓告
- (4) 年 月 日： 令和8年9月25日

【静岡市教育長コメント】

本市の教職員が、10代女性に対してわいせつな行為を行った重大な不祥事を起こした件につきまして、令和8年9月25日付で懲戒免職処分といたしました。このような重大事案が昨年度に続いて発生したことは、誠に遺憾であり、被害に遭われた女性およびご家族の皆様、そして市民の皆様に対し、心より深くお詫び申し上げます。

本来、教職員は子どもの人権を尊重し、その安全と健やかな成長を支える立場にあります。その教職員が、自らその信頼を裏切る行為に及んだことは、決して許されるものではありません。教育長として、この事態を重く受け止め、全ての教職員が自分事として考え、服務規律を遵守し、倫理意識を向上させるよう、教職員を指導監督する管理職とともに、指導の徹底と研修の充実を図っていきます。

市民の皆様の信頼を一日も早く取り戻せるよう、再発防止に向けて、学校現場と教育委員会が一丸となって取り組んでまいります。

令和8年9月25日

静岡市教育長 なかむら 中村 ももみ 百見

連絡先 教職員課人事第1係
電話番号 054-354-2530